

春日部市保育施設等地域活動事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、保育需要の多様化に対応するため、地域に開かれた施設として、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する教育・保育施設（幼稚園を除く。）及び同条第5項に規定する地域型保育事業を行う施設等において、地域の特性に応じた保育活動を推進する事業（以下「地域活動事業」という。）を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施施設)

第2条 地域活動事業は、前条に規定する施設のうち、次に掲げる市内の施設等（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業を実施する施設を除く。以下「保育施設等」という。）において実施することができる。

- (1) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府、文部科学省、厚生労働省告示第2号）第1の2に規定する保育所型認定こども園
- (3) 児童福祉法第39条第1項に規定する保育所のうち、国又は地方公共団体以外の者が設置し、及び経営する保育所
- (4) 地域型保育事業を実施する施設等

2 前項の規定にかかわらず、地域活動事業は、市長が特に必要と認めた場合に限り、保育施設等以外の施設等で実施することができる。

(事業内容)

第3条 地域活動事業は、次の各号に掲げる事業とし、これらの事業の内容は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 世代間交流等事業 老人福祉施設、介護保険施設等へ訪問し、又は当該施設若しくは地域のお年寄りを招待し、劇、季節的行事、手作り玩具の製作、伝承遊び等を通じて世代間のふれあい活動を行う事業
- (2) 異年齢児交流等事業 保育施設等を退所した児童及び地域の児童とともに地行的行事、ハイキング等の共同活動を通じて、児童の社会性を養う事業
- (3) 育児講座・育児と仕事両立支援事業 地域の乳幼児をもつ保護者等に対する育児講座

の開催、育児と仕事の両立支援に関する情報提供等を行う事業

- (4) 地域の特性に応じた保育需要に対応する事業 地域の実状に応じた活動として、地域の保育需要に対応するための事業のうち市長が特に必要と認めたもの
(報告の義務)

第4条 地域活動事業を実施しようとする者は、あらかじめ地域活動事業計画書（様式第1号）を作成し、市長に報告しなければならない。

- 2 当該事業を終了した者は、地域活動事業実績報告書（様式第2号）に必要な書類を添えて市長に報告しなければならない。

(留意事項)

第5条 地域活動事業を実施する保育施設等は、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 地域活動事業を実施することにより、保育施設等を休所し、又は休園させる等、当該事業を実施する保育施設等に入所し、又は入園している児童等の保育に支障を来さないこと。
(2) 毎年度最低3回以上、地域活動事業を実施すること。
(3) 保育施設等に入所し、又は入園している児童等以外の児童が参加できる地域活動事業の実施に努めること。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
(春日部市保育施設等地域活動事業実施要綱の廃止)
2 春日部市保育施設等地域活動事業実施要綱（平成27年7月10日制定。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行の日前に、旧要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。